

兵庫県公報

平成19年11月13日 火曜日 第 1927 号

発 行 人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○住居表示の実施に伴う宝塚市の区域内における町の設定及び字の区域変更（市町振興課）	ページ 1
○争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	5
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	6
○土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	7
○保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	8
○保安林の指定の解除予定（同）	8
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	8
○道路の供用開始（同）	9
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	9
○土砂災害警戒区域の指定（同）	10
○都市計画の変更についての案の縦覧（都市計画課）	10

公 告

○平成19年度兵庫県文化賞受賞者（芸術文化課）	11
○平成19年度兵庫県科学賞受賞者（同）	11
○平成19年度兵庫県スポーツ賞受賞者（同）	12
○平成19年度兵庫県社会賞受賞者（同）	13
○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	14
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	17

市町村職員退職手当組合告示

○議会議員の補欠選挙の結果	18
○第2回定期例会の招集	18

市町村職員退職手当組合公告

○監査の結果について	18
------------	----

正 誤

○平成19年9月4日付け兵庫県公報第1907号中	18
--------------------------	----

告 示

兵庫県告示第1163号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、宝塚市の区域内において、次のとおり、町の設定及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宝塚市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成20年1月1日からその効力を生ずるものとする。

平成19年11月13日

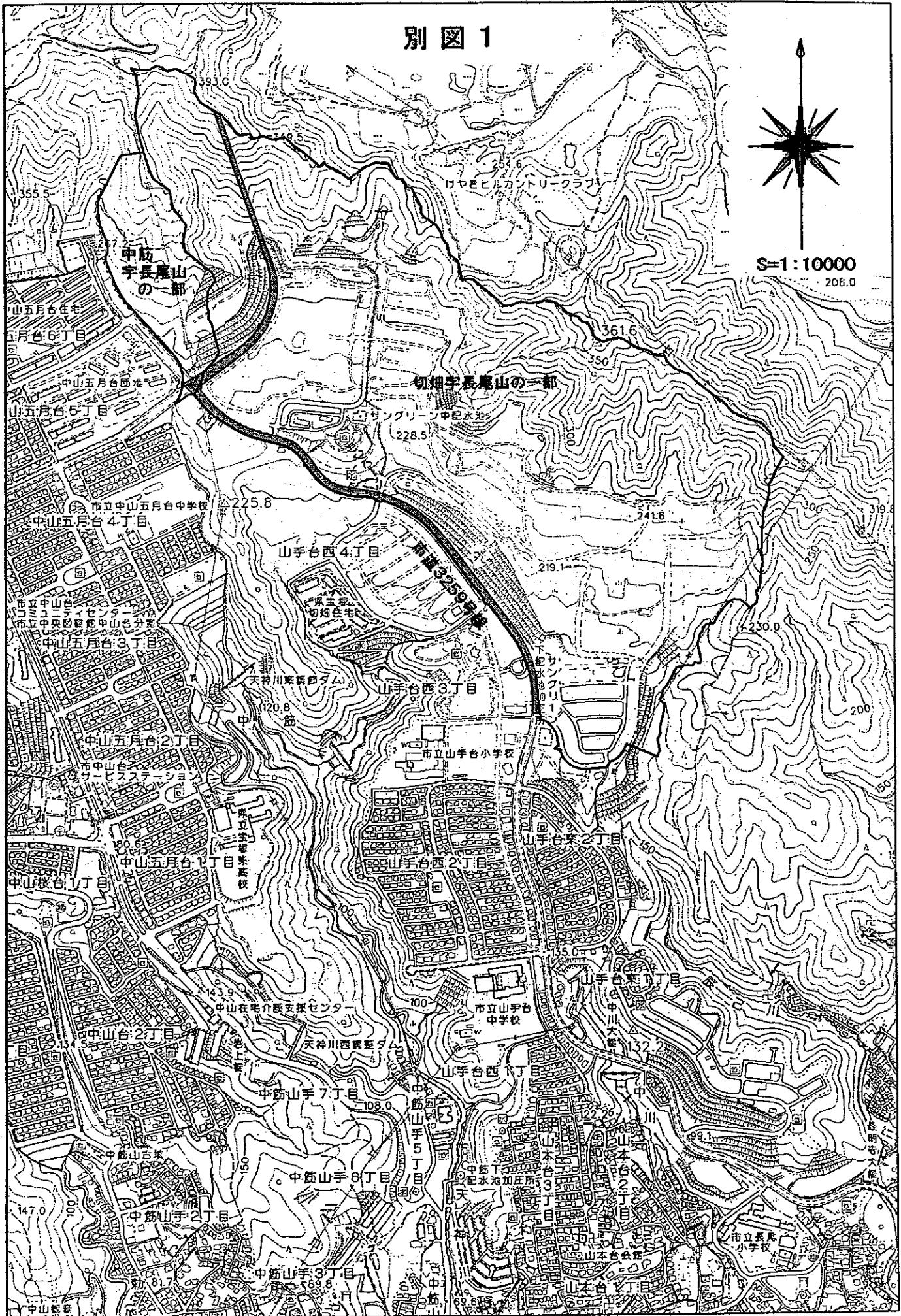
兵庫県知事 井 戸 敏 三

変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称
別図 1	別図 2

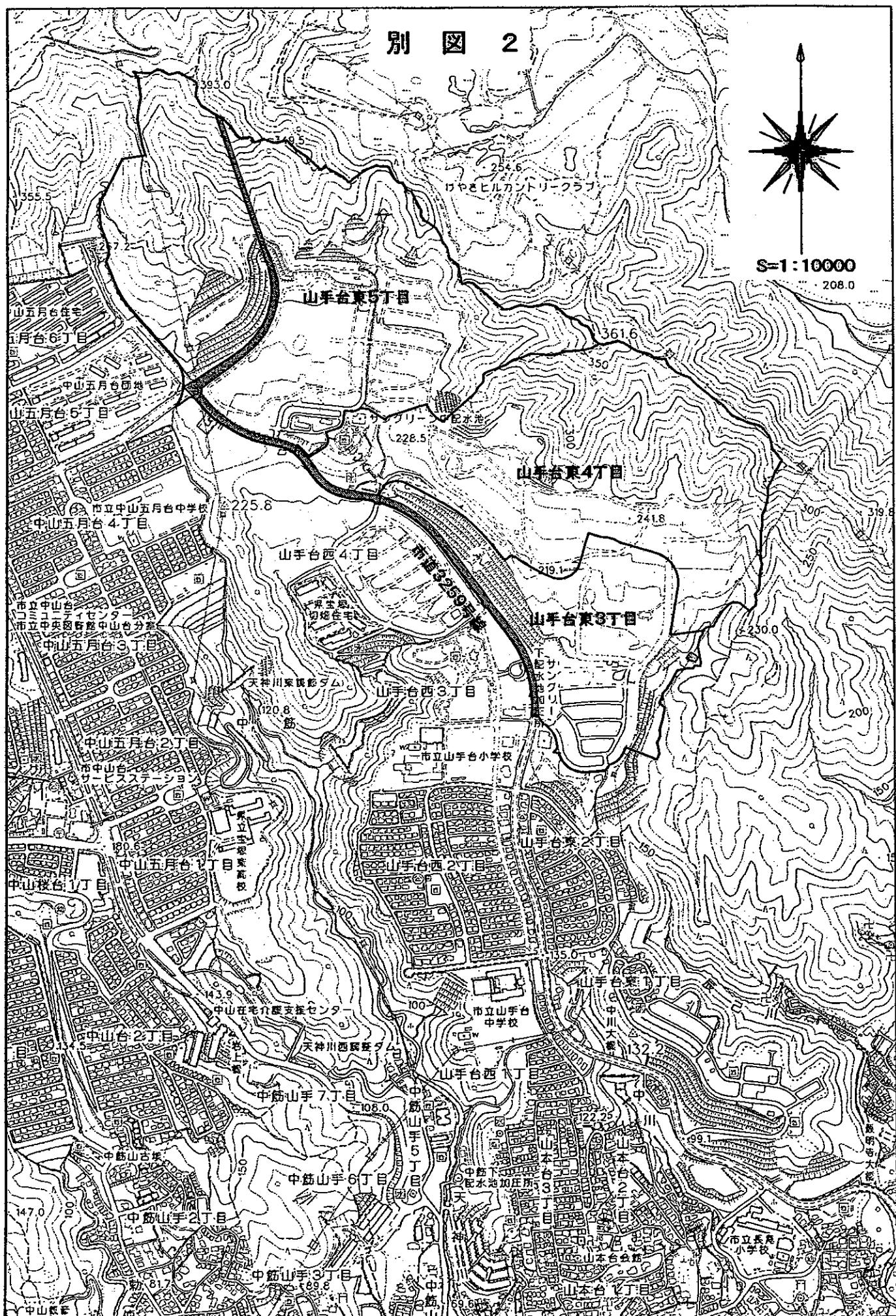
変更後の町名	変更後の境界線	変更後の区域に含まれる変更前の町(字)名
山手台東3丁目	切畠字長尾山7の1042の西、北、東及び南筆界 切畠字長尾山8の20及び同8の22の各東筆界 切畠字長尾山8の11の北、東及び南筆界 切畠字長尾山7の144、同8の12及び同8の18の各東筆界 山手台東2丁目、山手台西3丁目及び同4丁目の各町界 切畠字長尾山7の877及び同7の1038の各西筆界 切畠字長尾山7の1040の北筆界	切畠字長尾山の一部
山手台東4丁目	切畠字長尾山7の145の北、東及び南筆界 切畠字長尾山8の1の東及び南筆界 切畠字長尾山8の10の東、南及び西筆界 切畠字長尾山8の21の東及び西筆界 切畠字長尾山7の1043の南及び西筆界 切畠字長尾山7の1039の東、南及び北筆界 切畠字長尾山7の1037の南及び北筆界 切畠字長尾山7の1026の南筆界 切畠字長尾山7の878の東筆界 山手台西4丁目の町界 切畠字長尾山7の875の西及び北筆界 切畠字長尾山7の1029及び同7の923の各西筆界 切畠字長尾山7の922の西及び北筆界 切畠字長尾山7の964、同7の921、同7の1041及び同7の143の各北筆界	切畠字長尾山の一部
山手台東5丁目	切畠字長尾山7の164及び同7の161の各北筆界 切畠字長尾山7の162の北及び東筆界 切畠字長尾山7の160の北、東及び南筆界 切畠字長尾山7の119の南及び西筆界 切畠字長尾山7の109及び同7の961の各南筆界 切畠字長尾山7の965及び同7の966の各東筆界 切畠字長尾山7の174の東及び南筆界 切畠字長尾山7の872の東筆界 山手台西4丁目、中山五月台5丁目及び同6丁日の各町界 中筋字長尾山9の276の西及び北筆界 中筋字長尾山9の284の北筆界 切畠字長尾山7の165の西及び北筆界	切畠字長尾山の一部 中筋字長尾山の一部

備考 地番は、平成19年7月2日現在の地番である。

別図 1



別図 2



兵庫県告示第1164号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成19年10月31日に、神戸市長田区腕塚町3丁目2番2号新長田サンヨービル2階兵庫県医療労働組合連合会執行委員長長谷川せい子から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成19年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事件

兵庫県医療労働組合連合会が主張する次の事項について

医療・福祉労働者の「社会的役割にふさわしい賃金水準」の実現と生活改善につながる一時金の支給、職能給等あらゆる査定反対及び増員に関する要求ほか

2 日時

平成19年11月14日午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

尚生会湊川病院	神戸市兵庫区湊川町3-13-20
同 アネックス病院	同 市北区山田町下谷上字中一里山14-1 しあわせの村内
医療法人寿栄会有馬高原病院	同 市同区長尾町上津4663-3
済生会兵庫県病院	同 市同区藤原台中町5-1-1
姫路医療生活協同組合姫路共立病院	姫路市市川台3-10
同 姫路共立歯科診療所	同 市亀山212-3
同 網干診療所	同 市網干区和久2-2
神戸医療生活協同組合協同歯科診療所	明石市大蔵谷狩口台192-3
同 ひまわり診療所	同 市二見町東二見大郷183-1
同 きたすま歯科診療所	神戸市須磨区妙法寺荒打314-1
同 神戸協同病院	同 市長田区久保町2-4-7
同 いたやどクリニック	同 市同 区庄山町1-9-12
同 いたやど歯科	同 市同 区庄山町1-9-18
同 番町診療所	同 市同 区三番町2-6-3
同 みつわ診療所	同 市同 区腕塚町2-2-5
神戸健康共和会生田診療所	同 市中央区下山手通9-1-3
同 大石川診療所	同 市灘区篠原南町5-1-1
同 東神戸診療所	同 市中央区八雲通6-2-14
同 柳筋診療所	同 市同 区神若通4-2-24
同 東神戸病院	同 市東灘区住吉本町1-24-13
尼崎医療生活協同組合生協病院	尼崎市南武庫之荘11-12-1 同 上
同 生協歯科診療所	尼崎市南武庫之荘10-62-17
同 萌クリニック	同 市戸ノ内町3-29-8 同 上
同 戸ノ内診療所	尼崎市下坂部1-7-7
同 戸ノ内歯科診療所	同 市杭瀬北新町1-13
同 潮江診療所	同 市長洲西通2-19
同 東尼崎診療所	同 市神田中通9-291
同 長洲診療所	同 市大庄西町2-29-15
同 ナニワ診療所	宝塚市大成町10-45
同 本田診療所	同 市御所の前町15-21
宝塚医療生活協同組合良元診療所	西宮市今津山中町3-23
同 高松診療所	神戸市中央区港島南町5-3-7
同 あったかハウス今津	篠山市山内町75
セントラルキッチンはぁもにい	明石市大久保町八木743-33
兵庫医科大学篠山病院	西宮市山口町下山口1637-5
明石市医師会立明石医療センター	
医療法人内海慈仁会有馬病院	

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独または併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。

兵庫県告示第 1165 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 神戸市和田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理事 小 池 保 二		神戸市西区平野町堅田1110番地

2 吉川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理事 岩 波 勉	三木市吉川町大畑529番地	
同 上 羅 堯 己	同 市吉川町大澤365番地	
同 松 原 茂	同 市吉川町毘沙門552番地	
同 山 田 雄	同 市吉川町野瀬695番地	
同 豊 島 律	同 市吉川町楠原57番地の 1	
同 内 谷 一	同 市吉川町豊岡639番地	
同 西 藤 治	同 市吉川町豊岡1015番地	
同 小 西 俊	同 市吉川町水上111番地の 1	
同 阪 曽 仁	同 市吉川町畠枝194番地の 2	
同 宮 田 昭	同 市吉川町富岡68番地	
同 荒 藤 郎	同 市吉川町前田575番地	
同 藤 森 男	同 市吉川町上中131番地	
同 尾 居 生	同 市吉川町古川534番地	
同 谷 崎 雄	同 市吉川町実栗438番地	
同 五 百 尾 忠	同 市吉川町上松80番地の 2	
監 事 井 藤 和	同 市吉川町田谷318番地	
同 軸 谷 俊	同 市吉川町西奥 4 番地	
同 藤 田 正	同 市吉川町米田1049番地の 1	
同 藤 本 宏	同 市吉川町奥谷147番地の 1	
	同 市吉川町金会565番地	
	同 市吉川町新田178番地	
	同 市吉川町長谷300番地	
	同 市吉川町湯谷24番地	

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理事 井 藤 義 治	三木市吉川町金会565番地	
同 島 内 裕 治	同 市吉川町豊岡639番地	
同 西 谷 義 治	同 市吉川町豊岡1015番地	
同 藤 田 俊 和	同 市吉川町水上111番地の 1	
同 藤 田 忠	同 市吉川町水上1500番地	
同 林 田 正 樹	同 市吉川町新田205番地	
同 谷 郷 昇	同 市吉川町上中428番地	
同 長 谷 川 克 明	同 市吉川町古川511番地の 1	

同	西	田	昇	一	同	市吉川町実楽468番地
同	藤	田	公	美	同	市吉川町長谷300番地
同	森	居	敏	明	同	市吉川町田谷318番地
同	岸	本	良	仁	同	市吉川町湯谷964番地の1
同	谷	川	川	均	同	市吉川町米田310番地
同	五	尾	俊	宏	同	市吉川町奥谷147番地の1
監事	稻	葉	守	守	同	市吉川町市野瀬1040番地
同	阪	本	昭	昭	同	市吉川町前田575番地
同	吉	田	文	雄	同	市吉川町西奥752番地

3 波々伯部北土地改良区

退任役員

役員の区分	氏	名	住 所
理事	松	本	孜
同	波	部	也
同	向	井	和
同	波	部	俊
同	波	部	政
同	中	野	吉
監事	波	部	裕
同	山	本	治
同	荒	木	徹
同	西	山	勲
同	青	野	正
			篠山市井ノ上64番地
			同 市井ノ上11番地
			同 市宮ノ前548番地1
			同 市小中298番地
			同 市辻996番地
			同 市辻1006番地
			同 市井ノ上8番地
			同 市畠井214番地
			同 市宮ノ前551番地
			同 市小中364番地
			同 市辻828番地

就任役員

役員の区分	氏	名	住 所
理事	松	本	孜
同	波	部	裕
同	波	部	吉
同	山	本	也
同	向	井	和
同	波	部	俊
同	中	野	文
監事	波	部	幸
同	波	部	治
同	荒	木	正
同	西	山	徹
同	青	野	勲
			篠山市井ノ上64番地
			同 市辻996番地
			同 市井ノ上11番地
			同 市畠井214番地
			同 市宮ノ前548番地1
			同 市小中298番地
			同 市辻1006番地
			同 市井ノ上8番地1
			同 市畠井61番地
			同 市宮ノ前551番地
			同 市小中364番地
			同 市辻828番地

兵庫県告示第1166号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成19年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市 の 名 称	地 区 名
洲 本 市	奥 所 地 区

兵庫県告示第 1167 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2 第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 解除に係る保安林の所在場所

神戸市北区有馬町字ウツギ谷1661の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、神戸県民局地域振興部神戸農林水産振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**兵庫県告示第 1168 号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2 第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 解除予定保安林の所在場所

豊岡市竹野町椒字峠1049の2、1049の8

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

**兵庫県告示第 1169 号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年11月13日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年11月13日から2週間、淡路県民局国土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上 内 膳 咸 尾 線	洲本市下内膳字坊ノ後161番6から 同 市下内膳字坊ノ後168番2まで	旧	5.0から 25.0まで	107.0	
		新	10.0から 30.0まで	107.0	

**兵庫県告示第 1170 号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年11月13日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年11月13日から2週間、淡路県民局国土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月13日

兵庫県知事 井戸 敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 多賀洲本線	洲本市五色町鮎原上字曾家272番1から 同 市五色町鮎原上字前446番1まで	旧	6.0から 25.0まで	672.0	
		新	7.0から 26.0まで	667.0	

兵庫県告示第1171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成19年11月13日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成19年11月13日から2週間、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月13日

兵庫県知事 井戸 敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
国道 173号線	川西市見野3丁目25番1から 同 市山下町80番3まで	23.0から 27.0まで	409.0		
同 上	川西市東畦野3丁目525番1から 同 市見野3丁目117番1まで	24.0から 30.0まで	580.0		

兵庫県告示第1172号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年11月13日

兵庫県知事 井戸 敏三

指定区域

区域名	市都名	区町名	町大字名	小字名	地番
清野	宍粟市		山崎町清野	中河原	125番1から125番4、125番6、127番1、 128番、129番、131番、133番2、178番、 180番から182番、189番1の一部、192番 1から192番3、194番、194番1、195番 から197番、129番から133番2地先の道 路敷の一部、131番から195番に至る地先 の道路敷の一部、182番地先の道路敷の

			名 小瀬	一部、133番2地先の水路敷 247番、248番、290番1、293番1、293番2、294番1、295番、295番2、295番5、306番1、307番から309番、248番から290番1に至る地先の道路敷の一部、293番2地先の道路敷、306番1から308番に至る地先の道路敷、307番地先の道路敷、306番1から308番に至る地先の水路敷
			長 谷	501番9の一部、501番9地先の道路敷、501番9地先の水路敷
			馬 地	503番1、503番3から503番16、503番18から503番23、503番15地先の道路敷、503番19地先の道路敷
			カ タ 山	504番2の一部、504番4の一部、504番5から504番7、504番8の一部、504番27、504番31、504番35の一部、504番41、504番42、504番44、504番48、504番31から504番48に至る地先の道路敷

兵庫県告示第1173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
観音谷川I (205000017)	西宮市宝生ヶ丘 (別図1のとおり) 宝塚市長寿ヶ丘	土石流

（別図1は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所、西宮市役所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成19年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

西播都市計画道路
 3.5.157号有年駅南線
 2 都市計画を変更しようとする土地の区域
 赤穂市有年横尾字丁田
 3 都市計画の案の縦覧期間
 平成19年11月13日から同月27日まで
 4 縦覧場所
 兵庫県国土整備部まちづくり局都市計画課及び赤穂市地域整備部都市整備課

公 告

平成19年度兵庫県文化賞受賞者

兵庫県文化賞規則（昭和38年兵庫県規則第84号）の規定により、平成19年11月3日次の者を表彰した。

平成19年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 氏 名 草 野 旦
 (2) 住 所 宝塚市
 (3) 功績内容 宝塚歌劇団の演出家として豊かな経験と独自の世界観を生かし数々のファンタジックで華やかなショー作品を発表するとともに、後進の指導育成に努めるなど演劇の振興に尽くした。
- 2(1) 氏 名 谷 川 浩 司
 (2) 住 所 神戸市東灘区
 (3) 功績内容 史上最年少で名人に就位し光速の寄せと呼ばれる鋭い棋風で数々のタイトルを獲得するとともに、十七世名人の資格を得るなど常に棋界の第一人者として将棋の振興に尽くした。
- 3(1) 氏 名 西 田 真 人
 (2) 住 所 神戸市北区
 (3) 功績内容 知的で洗練された画風の日本画を創作し全国の展覧会で高い評価を得るとともに、ふるさと神戸の美しい風景や震災への鎮魂を題材とした作品を発表するなど美術の振興に尽くした。
- 4(1) 氏 名 留 儀 文
 (2) 住 所 西宮市
 (3) 功績内容 テノール歌手として世界を舞台に活躍するとともに、丹波の森国際音楽祭シーベルティアーデたんばの総合プロデューサーとして地域の文化力の向上に情熱を注ぐなど音楽の振興に尽くした。
- 5(1) 氏 名 大 和 松 蒔 （本名：久 田 久美子）
 (2) 住 所 明石市
 (3) 功績内容 地唄舞の継承と発展に心血を注ぎ数多くの舞台で活躍するとともに、伝統芸能の普及と後進の指導育成に努めるなど舞踊の振興に尽くした。
- 6(1) 氏 名 横 山 煌 平 （本名：横 山 弘 平）
 (2) 住 所 神戸市垂水区
 (3) 功績内容 伝統美に根ざした現代的な仮名書の世界を確立し斬新で格調高い作品を発表するとともに、全国書壇の要職を歴任するなど書道の振興に尽くした。

~~~~~

## 平成19年度兵庫県科学賞受賞者

兵庫県科学賞規則（昭和38年兵庫県規則第85号）の規定により、平成19年11月3日次の者を表彰した。

平成19年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 氏 名 黒 田 嘉 和  
 (2) 住 所 神戸市東灘区  
 (3) 功績内容 独創的な臍臓保存法である二層法を開発し、心停止ドナーから重症糖尿病患者への臍島移植を世界で初めて確立するなど医学の発展に尽くした。

- 2(1) 氏 名 杉 江 他曾宏  
 (2) 住 所 加古川市  
 (3) 功績内容 電気化学手法により鉄鋼材料の腐食現象を解明し腐食防止法を確立するとともに、無機機能性材料の創成とその工業的応用で優れた成果を収めるなど科学技術の向上と産業の発展に尽くした。
- 3(1) 氏 名 向 井 文 雄  
 (2) 住 所 芦屋市  
 (3) 功績内容 和牛の遺伝的能力評価システムを開発し但馬牛の育種改良に取り組むとともに、選抜交配法の策定を通じて遺伝的多様性の維持拡大に貢献するなど農業の発展に尽くした。
- 4(1) 氏 名 吉 野 隆  
 (2) 住 所 神戸市東灘区  
 (3) 功績内容 風洞の設計及び製作技術の研究に努め世界最大級の高速風洞を建設するとともに、航空機や自動車エンジンのほか建築物の性能改善に貢献するなど科学技術の向上と産業の発展に尽くした。

~~~~~

平成19年度兵庫県スポーツ賞受賞者

兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号）の規定により、平成19年11月3日次の者を表彰した。
 平成19年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 氏 名 伊 藤 偵 之
 (2) 住 所 神戸市灘区
 (3) 功績内容 永年にわたり水泳競技に関するドーピング問題の研究に取り組み世界選手権をはじめとする検査現場で活動するとともに、アンチ・ドーピングの啓蒙運動に力を注ぐなどスポーツの振興に尽くした。
- 2(1) 氏 名 乾 紘 美
 (2) 住 所 群馬県高崎市
 (3) 功績内容 若い力と情熱をソフトボールに注ぎドーハで開かれた第15回アジア競技大会では金メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 3(1) 氏 名 上 西 晶
 (2) 住 所 群馬県高崎市
 (3) 功績内容 若い力と情熱をソフトボールに注ぎドーハで開かれた第15回アジア競技大会では金メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 4(1) 氏 名 浦 部 紀 衣
 (2) 住 所 西宮市
 (3) 功績内容 若い力と情熱を競泳に注ぎバンコクで開かれた第24回ユニバーシアード競技大会では金メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 5(1) 氏 名 狩 野 亜由美
 (2) 住 所 愛知県刈谷市
 (3) 功績内容 若い力と情熱をソフトボールに注ぎドーハで開かれた第15回アジア競技大会では金メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 6(1) 氏 名 北 義 一
 (2) 住 所 伊丹市
 (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県バドミントン協会会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに、全国規模の大会誘致や選手の指導育成に力を注ぐなどスポーツの振興に尽くした。
- 7(1) 氏 名 田名網 陽 子
 (2) 住 所 宝塚市
 (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県体操協会副会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに、指導者として本県を代表する優秀な選手を数多く育成するなどスポーツの振興に尽くした。
- 8(1) 氏 名 細 川 大 輔

- (2) 住 所 尼崎市
(3) 功績内容 若い力と情熱を競泳に注ぎドーハで開かれた第15回アジア競技大会では金メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 9(1) 氏 名 廣瀬 芽
(2) 住 所 群馬県高崎市
(3) 功績内容 若い力と情熱をソフトボールに注ぎドーハで開かれた第15回アジア競技大会では金メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。

~~~~~  
平成19年度兵庫県社会賞受賞者

兵庫県社会賞規則（昭和47年兵庫県規則第44号）の規定により、平成19年11月3日次の者を表彰した。

平成19年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 氏 名 浅野 仁  
(2) 住 所 西宮市  
(3) 功績内容 老人介護専門職の創設や高齢者の権利擁護に関する研究に努め本県の社会福祉政策を先導するとともに、長寿社会プランの策定に貢献するなど県民福祉の向上に尽くした。
- 2(1) 氏 名 幡井 政子  
(2) 住 所 淡路市  
(3) 功績内容 兵庫県消費者団体連絡協議会会长として消費者活動を展開し県民の暮らしの向上に取り組むとともに、交通安全の普及啓発に力を注ぐなど明るく豊かな地域社会づくりに尽くした。
- 3(1) 氏 名 土生田 喜代子  
(2) 住 所 豊岡市  
(3) 功績内容 兵庫県愛育連合会会长として地域住民の健康づくりや愛育班組織の指導育成に努めるとともに、全国レベルの愛育班活動にも貢献するなど明るく豊かな地域社会づくりに尽くした。
- 4(1) 氏 名 山口 陽雄  
(2) 住 所 神戸市北区  
(3) 紙内容 精神科医師として精神障害者の社会復帰に努めるとともに、本県の音楽療法士制度の創設に中心的な役割を果たし音楽療法の普及と発展に貢献するなど県民福祉の向上に尽くした。

## 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があるので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成 19 年 11 月 13 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 26 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人関西仏教美術会

イ 代表者の氏名 天羽 徳次

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区葺合町字蟬山1番地の7熊内台セントポリア812号

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民等に対し、仏教美術の振興を図る事業を行い、仏教美術の普及、発展をもって、市民文化活動の増進に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 26 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ボレロ

イ 代表者の氏名 矢野 幸一

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区灘北通3丁目2番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進とすべての人々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 26 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人サポート歓

イ 代表者の氏名 西村 稔威雄

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市弥栄町1番40号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業、障害者小規模事業所の運営事業など障害者の自立支援、社会参加に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 26 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人心ざわざわ

イ 代表者の氏名 岡本 理香

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区東有野台4丁目15番地の13

エ 定款に記載された目的

この法人は、摂食障害、過食症の悩みを持つ人とその家族、また摂食障害、過食症に関わりのある人、心のケアに関心のある人に対して、より良い家庭生活と社会生活ができるように、心と体の回復サポート及び心のケアに関する事業を行い、すべての人が、心身ともに健康で、安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 26 日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人淡路島子どもの教育支援ネットワーク

イ 代表者の氏名 山川 直樹

ウ 主たる事務所の所在地 南あわじ市賀集福井 23 番地 11

エ 定款に記載された目的

この法人は、淡路島を中心とした地域の教育関係者、保護者及び児童生徒に対して、子どもの健全育成を図ろうとする精神のもと、授業技量及び教育技術の向上のための研修会、各種体験教室、教育・子育てに係る調査研究・情報提供サービス等の支援事業を行い、学校、家庭及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 26 日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人地球がよろこぶお店りる・あんじゅ

イ 代表者の氏名 河村 裕美

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市玄番北之町 7

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者をはじめ広く市民に対して、カウンセリングなどによる相談支援事業とリサイクルに関する事業を行うとともに、文化・芸術作品発表の場を提供し、障がい者自らが社会貢献できる場づくり及び心のバリアフリーの推進と、健康を害する商品のない社会づくりに努め、一人ひとりが地球環境を大切にするライフスタイルを創造することで、地域に住むすべての人々が健康で安全に生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 29 日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人阪神中央都市連絡評議会

イ 代表者の氏名 弓場 由之

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲陽園山王町 1 番 140 号

エ 定款に記載された目的

この法人は、阪神間の住民に対して、住民と行政が協働できるような環境作り、また住民が安心して暮らせるまちづくり実現への政策提言・情報提供、住民の政治への参加促進などの事業を通じて、住民と行政のパイプ役を担うとともに、阪神間の住民自らが主体となり、子供や孫の世代まで安心して暮らせるまちづくり実現に寄与することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 29 日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人トラストサービス

イ 代表者の氏名 岩渕 由紀緒

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区朝谷町 25 番地の 9

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障がい者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、地域住民同士が支え合い助け合うコミュニティを再生し、地域福祉に寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 29 日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ふくろう

イ 代表者の氏名 多田 真智子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区山本通 2 丁目 9 番 15 号

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民、地域団体、事業者団体および行政機関等と協働して、地域安全パトロ

ール活動並びに護身術講習会等の事業を通じて、地域社会の安心・安全な街づくりに寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 29 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ぐるーぶ架け橋創合文化村

イ 代表者の氏名 佐伯 本一

ウ 主たる事務所の所在地 加古郡播磨町古宮 604 番地の 29

エ 定款に記載された目的

この法人は、東播磨地域の住民に対して、創合的文化活動に関する事業を行い、世代間の交流を促進し人と人との繋がりや人と地域との再構築に寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 29 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人腹膜播種治療支援機構

イ 代表者の氏名 米村 豊

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区水谷 1 丁目 19 番 35 号

エ 定款に記載された目的

この法人は、医療従事者に対して腹膜播種に関する術式普及を行うとともに、広く一般市民に対して腹膜播種治療に関する情報提供や治療の集積結果を公開し、医師と患者が相互理解のもとに、患者・市民の正当な利益が尊重される医療社会を実現することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 31 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人つながり

イ 代表者の氏名 安岡 淳

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市大屋町 28 番 5 号ロイヤルメゾン西宮北口 XI104 号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や高齢者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障がい者福祉及び高齢者福祉の増進とすべての人々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

13(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 31 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人インターナショナル志ネットワーク J. B

イ 代表者の氏名 上甲 晃

ウ 主たる事務所の所在地 川西市鼓が滝 1 丁目 18 番 16 号

エ 定款に記載された目的

この法人は、バングラデシュ国内に在住する人たち及び日本国内に在住する人たちに対して、日本とバングラデシュの相互理解を深めるための事業を行うと共に、バングラデシュで日本語教育・英語教育活動支援を行い、広く将来を担う人材を育成して民間レベルの経済的、文化的な相互発展に寄与することを目的とする。



## 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリーアクションの促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成 19 年 11 月 13 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 26 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人バリアフリーミュージックガーデン

イ 代表者の氏名 稲岡 大介

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市中山五月台5丁目2番2-203

エ 定款に記載された目的

この法人は、我が国の学校、各種の市民団体、福祉関連の諸団体、高齢者団体、自治体、外郭団体及び発展途上国の子供・市民・老人・障害者など世界の人々に対し、主に兵庫県・大阪府で活躍するアーティストとその集団をコーディネート・プロモーションを行い、質の高い芸術・音響・音楽に接する機会を提供することにより、社会へ貢献を果たすことと共に文化・芸術の振興に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 26 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人食と農の研究所

イ 代表者の氏名 丹羽 英之

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区水道筋二丁目2番

エ 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の個人・団体に対して、都市と農村のネットワークづくり、食・農・環境に関する学習、情報提供、調査研究、相談・助言等の事業を行い、食について考え、農を身近に感じる市民生活、都市と農村の共生の推進に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 31 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人阪神生きがい創造の会

イ 代表者の氏名 松本 昭英

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市中央1丁目5番18号伊丹中央プラザ内

エ 定款に記載された目的

この法人は、要介護者や障害者等に対して、社会的自立の支援に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与する事を目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 31 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸ぶどうの樹

イ 代表者の氏名 山本 訓也

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区押部谷町西盛字北山566番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、社会復帰を目指す精神障害者に対して社会復帰の支援活動を行うことで、精神障害者が地域社会の中で回復していくことができる社会の創造を目指し、もって地域社会の利益の

増進に寄与することを目的とする。

### 市町村職員退職手当組合告示

#### 兵庫県市町村職員退職手当組合告示第 11 号

平成19年11月12日執行の兵庫県市町村職員退職手当組合の議会議員の補欠選挙の結果、次の者が当選した。

平成19年11月13日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萸 務

当選者職氏名

|       |       |               |
|-------|-------|---------------|
| 地 区   | 氏 名   | 職 名           |
| 第 1 区 | 土 田 忠 | 川 西 市 議 会 議 長 |

~~~~~

兵庫県市町村職員退職手当組合告示第 12 号

平成19年兵庫県市町村職員退職手当組合議会第 2 回定例会を平成19年11月21日神戸市に招集する。

平成19年11月13日

兵庫県市町村職員退職手当組合
組合長 蓬 萸 務

市町村職員退職手当組合公告

兵庫県市町村職員退職手当組合監査委員

宮 田 勇 人
小 林 正 典

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第9項の規定により、執行した監査の結果を下記のとおり公表する。

記

地方自治法第199条第4項の規定により、平成19年10月26日に平成18年度及び19年度（4月1日から9月30日までの間）における出納その他の事務について監査を実施した結果、事務処理は、おおむね適正と認められた。

正 誤

○平成19年9月4日付け（兵庫県公報第1907号）

兵庫県告示第925号（土砂災害警戒区域の指定）中

(ページ)	11		
(行)	表中		
(誤)	薺王寺川左支渓 第1 II (210060036)	豊岡市但東町大河内（別図100のとおり）	土石流
(正)	大河内川右支渓 第1 II (210060036)	豊岡市但東町大河内（別図100のとおり）	土石流